

法教育の全省的推進

現 状

- 裁判員制度，矯正・保護を含む刑事手続についての国民の理解を促進する必要
- 民事・刑事の差異など，司法制度についての国民の理解を促進する必要
- いじめ問題
- 憲法改正国民投票法の制定と憲法教育の充実の必要
- 法律による行政についての国民の理解を促進する必要
- 悪質商法による消費者被害の撲滅の必要
- 成年年齢の在り方についての議論と私法に関する教育の充実の必要
- 学習指導要領の改訂による法教育の充実と教職員の戸惑い
- 法務省関係機関の広報の必要

方 策

- 法務省は，民刑事の基本法制，司法制度，矯正，更生保護，人権擁護，国の利害に関係のある争訟，出入国の管理等を所管し，法的知識と実務経験の豊富な多数の職員を擁しており，法教育を主体的に担うことで，国民に対して多大な貢献ができる
- そこで，法務省は，今後，法教育を重要施策と位置づけ，総合政策推進会議を中心として全省的かつ積極的に取り組むこととし，学校や地方自治体等の求めに応じて関係機関の職員を派遣するなどして法教育を推進していくこととする
- 各部局においては，平成21年4月以降，できるだけ速やかに，その広報活動等の実情に応じた法教育を実践していくこととする
- 全省的に法教育を実践していくに当たり，各部局間の連絡調整を行うとともに，実施要領や簡単な教材（説明資料）等を作成することを目的として，総合政策推進会議のもとに，「法教育プロジェクトチーム」を設置することとする